
| | |
|--------|-------------------|
| プロジェクト | リース |
| 項目 | 財務諸表利用者に対するアウトリーチ |

本資料の目的

1. 本資料では、リースの注記事項について、財務諸表利用者に対するアウトリーチを実施し、その概要を報告するものである。

アウトリーチの概要

2. 財務諸表利用者（4 名）に対し、2024 年 1 月 10 日にアウトリーチを実施した。

アウトリーチで聞かれた意見

（質問 21（注記事項に関する質問）に寄せられたコメントに関する意見聴取）

開示目的アプローチに関する対応

3. 財務諸表利用者の属性は多様であり、その属性によって重要と考える情報は共通する項目もあれば異なる項目もあると考えている。個々の注記事項に関する重要性について、各企業や監査人があらゆる属性の財務諸表利用者を想定して適切に判断できるのか懸念がある。大幅な見直しを伴う今回の改正において、開示目的アプローチが全面的に適用されるはじめてのケースとなるが、開示目的アプローチによる実務が定着していない中、重要な財務情報の開示にかかる網羅性が担保されない可能性があり、また、比較可能性も懸念される。そのため、同アプローチに基づき全面的に作成者に開示を委ねるのは時期尚早であると考えている。
4. また、開示目的アプローチにかかるもう一つの懸念として、企業にとってネガティブな情報である場合に、消極的な開示となるリスクがある。広く財務諸表利用者が重要であると考え開示を求める項目、特に定量的な情報に関する個々の注記事項については、基本的に開示を求める強制開示項目とし、定性的な情報を中心に重要性があれば開示する情報を任意開示項目として分けて設定し、その旨を会計基準上で明確に記載する必要があると考えている。そのための追加の審議をお願いしたい。なお、本適用指針案第 91 項及び第 92 項の定性的な情報の開示については、開示目的アプローチにより各企業や監査人が重要性に応じて判断することで問題ないと考えている。

リース期間に関する開示

5. 企業がどの程度の期間をリース期間として見積ったかは、開示されない限り把握することが困難であると考えている。
6. リース期間の開示については、残存リース期間の情報ではなく、リース開始日からリース満了日まで（延長・解約オプション期間を含む。）の情報が必要であると考えている。ただし、残存リース期間の情報が不要という訳ではなく、開示される場合には財務諸表利用者にとって有用な情報になり得る。
7. 開示されるリース期間の情報は、原資産の種類別又は事業別に（リース期間が範囲で示されるのではなく）加重平均期間であることが望ましい。財務諸表の分析（資産から生じる将来のリスクの分析）において複数年の貸借対照表の推移を見ているため、使用権資産及びリース負債の計上当初のリース期間の情報が必要であると考えている。
8. 開示されるリース期間の情報は、リース期間が範囲で示されても範囲が広がる可能性があるため、できれば加重平均期間であることが望ましい。
9. 使用権資産及びリース負債の計上には、延長・解約オプションに関する企業の見積りや判断の要素が含まれるため、企業間で見積りや判断にばらつきが生じる可能性があると考えている。リース期間に関する開示は、企業間比較するうえで、企業がどのようなリース期間をもとに使用権資産及びリース負債を計上しているのか理解し、財務諸表利用者が必要な場合に財務情報の調整を可能とする情報として有用であると考えている。
10. 現行では契約期間をベースにある程度リース期間を想定できるが、本会計基準案では延長・解約オプション等の実態判断を踏まえてリース期間を設定し、それに基づく資産及び負債の計上並びに償却がなされる。財務数値を適切に理解するためには、実態に基づいて判断したリース期間の開示が必要と考える。

使用権資産及びリース負債の増減表

11. 将来の貸借対照表やキャッシュ・フローを予測する上で、使用権資産の減少が減価償却等の経常的な要因で生じているのか、減損や企業結合等の非経常的な要因で生じているのかについて把握する必要があり、使用権資産及びリース負債の減少額の主な内容ごとの内訳の情報についても必要であるとする。増加の内訳についても同様である。期首残高から期末残高までの動きについて一貫した形式で示されることが有益である。
12. 本公開草案の提案ではリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額の注記が求められているが、当該注記の金額には短期リース（又は短期リース及び少額リースの合算額）に係るキャッシュ・アウトフローの金額も含まれることとなるため、使用権資産やリース負債の減少額の代替として利用することは難しいと考える。

13. 使用権資産及びリース負債の増減に係る様々な情報を注記することを求めている中で、減少額の開示を求めたとしても、財務諸表作成者のコストはあまり変わらないように思われるとの意見もある。実務上負担になることも理解できるが、基本的には調整表形式で開示されている方が情報の理解可能性が高く、将来予測も含めた分析上の利便性も高いと考えている。

セール・アンド・リースバック取引の資産の売却価額

14. 経営成績に与える影響のみではなく、財政状態やキャッシュ・フローの状況を理解するため、売却価額の情報が重要であると考ええる。
15. セール・アンド・リースバック取引は金融取引と考えられる取引もある。網羅的に負債を把握する観点から、売却ではなく金融負債の計上として調整する際の情報として売却価額の情報が必要と考ええる。
16. セール・アンド・リースバック取引は資金調達を目的としていると認識しているため、取引実態の把握や将来の資金調達の予測を行うためにも、取引総額の情報としても売却価額の情報は有用な情報となると考える。

サブリース取引に係る損益

17. 所有資産の賃貸かサブリース取引かによって粗利益に違いがあることや、ROAの水準が異なることとなるため、それぞれの損益を把握したいニーズがある。サブリース取引の損益の情報があれば全体の損益からサブリース取引に係る損益を差し引くことで、所有資産に係る賃貸損益を把握できると考える。

貸手における個別財務諸表の注記

18. 本適用指針案第100項から第103項で求めている貸手に係る注記事項については、連結財務諸表の重要な構成単位である親会社に関する情報も分析上重要であると考えているため、個別財務諸表の注記も必要な情報であると考えている。

(公開草案に寄せられたコメントへの対応に係る意見聴取)

短期リースの注記(少額リースとの合算開示)

19. 短期リースについてはローリングに関する懸念、少額リースについてはストラクチャリングに関する懸念がそれぞれあり、開示を求める目的が異なっている。このため、IFRS第16号と同様に短期リースと少額リースは両方の金額が開示されるべきと考える。

20. 前項の考え方が出発点であり、短期リースのうち少額リースに該当する場合、短期リースの注記から除外すべきとの意見には同意できない。また、少額リースについても開示を求めるべきと考えているが、開示を求めないのであれば短期リースと少額リースを合算して開示する方がまだ望ましいと考える。

以 上